

階上町小学校スポーツ活動・中学校運動部活動方針【概要版】－ 小学校編 －



小学校期におけるスポーツ活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を培うとともに、体力の向上や健康の保持増進、自主性や協調性、豊かな人間性を育むことができる大変有意義な活動です。

本方針は、小学校期のスポーツ活動の充実に向け、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び青森県教育委員会の「運動部活動の指針」に基づいて取り組みを定めたもので、スポーツ活動の指導・運営に関する体制を構築し、児童生徒のバランスのとれた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現や学校、保護者、地域、関係機関・団体等が一体となって、児童にとって望ましい活動の実現を図ることを目指しています。

I. 小学校期におけるスポーツ活動の意義と位置付け

<スポーツ活動の意義>

- スポーツ活動を通じて、「規則やルールを学ぶ」「目標に向かって努力する」「友情を深める」「思いやりの心を身につける」等を学び、自主性や豊かな人間性を育むことができる
- 体力の向上や健康の保持増進、運動習慣の確立を図る
- 豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む基盤となる

<スポーツ活動の位置付け>

- 小学生のスポーツ活動は、「小学校学習指導要領」に明示されておらず、教育課程外の活動に位置付けられている
- 全国的には、地域と保護者の協力のもとに取り組まれているのが一般的である

II. スポーツ活動の方向性

<適切な運営等の共通理解、共通実践を図る>

- 児童の発達段階を考慮し、過度な負担にならないような望ましい活動が行われるように努める
- 初めて携わる方々でも、安心して適切な運営ができるよう努める

<教員主体型から保護者主体型へ移行を段階的に進める>

- 児童のニーズに応じた指導内容の充実を図るとともに、教員主体型から保護者主体型のスポーツ少年団の活動への移行を段階的に進めていく
- 施設開放や情報共有、協議の場の設定等の運営支援(教育委員会・学校)

III. 適切なスポーツ活動の運営・指導

<スポーツ活動の充実>

- 体育学習の充実や保護者・地域と連携したスポーツ活動の推進
- 複数校による合同チームの取組等、児童のニーズに応えるスポーツ活動の取組に努める

<望ましいスポーツ活動の運営・指導>

- 運営計画の作成(活動計画、名簿、見守り、外部指導者の活用、規約等)
- 事故防止のための安全管理の徹底
(児童だけの活動にならないように必ず指導者・保護者等がつく)
- 運営体制の整備(加入した全保護者で役割分担して協働的に進める)
- 児童の健康・安全に配慮した活動内容の設定・指導
- スポーツの楽しさを体感させ、豊かな人間性や社会性を育む指導
- 体罰禁止の徹底

IV. 適切な休養日等の設定

<休養日>

- 平日は1日以上 〇週末のいずれかを休養日とする
(大会で両日ともに活動した場合は休養日を平日に振り替える)

<活動時間>

- 〇平日は2時間以内 〇週末は3時間以内

<練習試合・大会>

- 〇練習試合については月2回まで

階上町教育委員会